

第5章 ライフステージを通じた支援の展開

第1節 困難を抱える子どもや家庭への支援

全てのこどもの権利が守られるためには、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者、通学や外出に困難を抱えている子ども・若者など、それぞれの状況やライフステージに応じて、発達や将来の自立、社会参加を支援することが重要です。

手当や助成等の経済的支援を行うとともに、専門的支援を含めた地域における連携体制の強化や、子どもと家庭に寄り添いながら個々の悩みごとに対応する相談支援体制の強化に取り組めます。

障害児支援・医療的ケア児等への支援

66 こども発達センター事業

○発達に障がいのある児童又は発達に支援を要する児童とその保護者に対する支援のため、日常生活の指導、療育、相談等を行う。

障害福祉課

67 基幹相談支援センター事業

○障がい児者及びその家庭等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、一般的な障害者相談支援事業を加え、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援のため、体制強化の取組等を行う。

障害福祉課

68 心身障がい者一時介護料助成

○心身障がい者(児)が一時的に有料で介護を受けた場合に、経済的支援のため、その費用の一部を助成する。

障害福祉課

69 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

○在宅の小児慢性特定疾病児童(20歳未満)に対する支援のため、日常生活用具を給付する。

障害福祉課

70 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)に対する支援のため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

障害福祉課

71 福祉タクシー助成

○重度心身障がい者(児)が社会参加や通院などのためにタクシーを利用したとき、その支援のため、乗車料金の一部を助成する。

障害福祉課

8 心理発達相談【再掲】

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

特別な配慮を必要とするこどもへの支援

72 学習支援事業

○経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

37 生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行ったり、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

38 外国人支援【再掲】

○外国人家庭やそこに属するこどもに対し、言葉や生活習慣の違いによる不安を減らすため、外国人相談、日本語教室などを行い、安心して快適な生活ができるよう支援する。

企画政策課

43 補助教員の配置【再掲】

○小学校基本科目の基礎・基本の学力定着、学習障がい児の指導など、きめ細かな教育の推進のため、学校補助教員の配置や医療的ケアが必要な児童に対するための看護師の配置を行う。

学校政策課

44 特別支援教育事業【再掲】

○障害のあるこどもの一人ひとりに教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、未就学児を含む適切な就学相談の実施や就学に係る適切な情報を提供する。また、教育支援委員会開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級介助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を実施する。

教育支援課

50 教育支援センター【再掲】

○長期欠席など、学校に通えない状態にある児童・生徒に対し、学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるために、学校への復帰及び自立を促す。

教育支援課

第2節 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点といえます。

幼児期の教育・保育や学校での学習活動のみならず、地域において赤ちゃん、お年寄り、他のこども・若者世代などとふれあう機会をつくるよう努め、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの社会情動的スキルを育むことを通じて、生涯にわたる幸せを自らが見つけていく機会の提供を図ります。

地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進

73 こども・若者体験会

○学生(中・高・大)や20代の若者が地域活動に対する理解を深めると同時に、自身の知識やコミュニケーション能力向上等を図るために、市民活動団体への体験会に参加する機会を提供する。

市民活動支援課

74 こども・若者の活躍機会の仕組みづくり

○こどもや若者が活躍できる機会の仕組みをつくるため、市内でのイベント等へ参加、チャレンジすることも若者の任意団体に対して、イベント運営の仕方や市民団体等との連携についての支援をする。

関係各課

75 こども・若者の活動の場整備

○こどもや若者が地域で気軽に集い、交流や活動ができる環境をつくるため、施設や立地場所について検討し、活動の場を整備する。

都市計画課

35 こどもの遊び場の整備【再掲】

○こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

41 平和教育事業【再掲】

○市内の中学校が被爆地を訪問し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、現地で学んだこと、平和の大切さを、自分で周りの人たちに伝えるため、各学校の全校集会などで活動報告を行う。

教育支援課

53 こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援をする。

子育て支援課

54 児童育成支援拠点事業【再掲】

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

60 創業支援事業【再掲】

○これから創業を検討している人のため、創業スクールや創業塾等の周知啓発を行うとともに、創業希望者への支援事業を検討する。

産業振興課

第3節 こどもの貧困対策

こどもの現在と将来が、家庭の経済的状況など生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもの権利・利益が守られるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等に取り組みます。

貧困の連鎖を断ち切る取組

76 保護者就労支援事業

○保護者がより良い就労環境を得られるようにするため、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

77 子育て支援事業等利用助成事業

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てにかかる利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

78 就学援助費

○市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学している児童・生徒が経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費、校外活動費などを援助する。

学校政策課

79 特別支援教育就学奨励費

○個別支援学級に通学している児童・生徒及び学校教育法施行令第 22 条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

学校政策課

37 生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行ったり、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

53 こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援をする。

子育て支援課

72 学習支援事業【再掲】

○経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

第4節 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護

こどもの心身に深い傷を残し、成長後も様々な生きづらさにつながり得る児童虐待や、家族等に対する日常的な過度のケアにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題は、こどもの権利を侵害し重大な影響をおよぼすものです。

こども・若者の権利を守るため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、課題の早期発見・把握、必要な支援へのつなぎとともに、こども自身の意向に寄り添いながら課題解決を支援するための相談体制の拡充を図ります。

児童虐待防止対策

80 こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）

○児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、子育てに悩みや困難を抱える家庭からの相談に対応し、対象者のニーズに寄り添いながら、課題や支援内容を記載したサポートプランを協働で作成し、関係機関等と連携して支援を行う。

子育て支援課

81 家庭等における暴力対策ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

○児童虐待等の問題に対する未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の日頃子どもに接する機会の多い関係機関が情報共有や意見交換をするネットワーク会議を実施し、連携体制の充実強化を図る。

子育て支援課

82 子育て世帯訪問支援事業

○虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

83 親子関係形成支援事業

○虐待の未然防止や改善を図るため、こどもへの関わり方に悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた関わり方についての情報提供、相談及び助言を行い、良好な親子関係の形成を支援する。

子育て支援課

28 地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）【再掲】

- 保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完し、必要な支援につなげる。

保育課

54 児童育成支援拠点事業【再掲】

- 経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

ヤングケアラー支援

84 学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援

- ヤングケアラーを早期に発見し、必要なサービス等につなぐことでヤングケアラーの心身の負担を軽減するため、学校等関係機関へ「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を配布し、連携して支援する。

子育て支援課

82 子育て世帯訪問支援事業【再掲】

- 虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進

85 こども自身が相談できる体制の提供

○こども自身や保護者、こどもに関わる機関の担当者等が、悩みや困りごとなどを一人で抱えないようにするため、相談窓口の周知啓発を行う。

子育て支援課

86 こどもの権利の啓発

○こどもの権利が守られるようにするため、こども自身や保護者、地域の大人に対して、広報やホームページ、しろいまっちの活用、チラシの配布等により、周知啓発を行う。

子育て支援課

52 人権教室の開催【再掲】

○こどもたちが、自己や、他者の人権を尊重することの大切さについて理解することができるようにするため、人権擁護委員と連携し、人権教室を開催する。

市民活動支援課

第5節 こども・若者の安全確保

全国各地で、こども・若者が、生涯に影響する傷を負ったり生命を失う事故・事件が後を絶たず、その生命・尊厳・安全が脅かされる深刻な状況にあります。

こどもや若者の生命を守ること、犯罪被害や事故、災害からの安全が確保されることこそ、全てのこどもが健やかに育ち、若者が安心して地域で暮らし続けるための大前提であるという観点に立ち、取り組みを進めます。

こども・若者を犯罪などから守る取り組みの推進

87 情報化社会の進展に伴う安全対策

- 児童・生徒がネット犯罪等に巻き込まれないようにするため、情報モラルやリテラシー(活用能力)に関する啓発活動の充実を図る。
- 学校非公式サイトに対するネットパトロールを実施する。

教育支援課

88 防犯パトロール

- こどもたちが被害にあわないようにするため、防犯指導員や自治会等と協力し、防犯パトロールを実施する。

市民活動支援課／関係各課

89 防犯意識の高揚

- こどもたちが被害にあわないようにするため、犯罪情報の周知啓発を実施し、地域の防犯意識を高揚させる。

市民活動支援課

こどもの安全を守る環境整備

90 学校安全対策

- 児童・生徒が安全な学校生活を送ることができるようにするため、学校安全ボランティアの支援、登下校安全対策、白井市通学路交通安全プログラムの実施などを行う。

学校政策課/教育支援課

91 交通安全教室

- 児童の交通安全意識の萌芽及び高揚により交通事故ゼロを実現するため、小・中学校及び保育所等で交通安全教室を実施する。

市民活動支援課／学校政策課

第6章 子育て当事者への支援

第1節 経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取り組みとして、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

子育てや教育に関する経済的支援の充実

92 妊婦のための支援給付

○妊娠期の経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給し、伴走型相談支援と一体的に実施する。

健康課

93 子ども医療費助成事業

○保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児・小学生・中学生・高校生の通院・調剤・入院等にかかる医療費に対して、その一部又は全部を助成する。

子育て支援課

94 養育医療費助成

○出生時体重 2,000 グラム以下で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、医療を支援するため、指定医療機関での治療にかかる医療費を公費で負担する。

子育て支援課

95 ひとり親家庭の医療費助成

○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、母子・父子家庭の親及びその児童の通院・調剤・入院等にかかる医療費に対して、その一部を助成する。

子育て支援課

96 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○幼稚園を利用している低所得世帯及び多子世帯を支援するため、副食費相当額の補助を行う。

保育課

72 学習支援事業【再掲】

○経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

77 子育て支援事業等利用助成事業【再掲】

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てにかかる利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

78 就学援助費【再掲】

○市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学している児童・生徒が経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費、校外活動費などを援助する。

学校政策課

79 特別支援教育就学奨励費【再掲】

○個別支援学級に通学している児童・生徒及び学校教育法施行令第 22 条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

学校政策課

第2節 地域子育て支援・家庭教育支援

地域の中で子どもと子育て家庭が支えられるためには、地域で活動している支援団体や支援の担い手の力を生かしていくことが欠かせません。在宅で子育てをしている家庭を含め、全ての子どもと家庭に様々な支援が届くよう、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

子育て家庭に寄り添った相談支援

1 こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）【再掲】

○安心して妊娠、出産、育児ができるようにするため、妊産婦や乳幼児の保護者等に対し、保健師や子育てコーディネーター、保育コンシェルジュ等が市の窓口及び子育て支援機関等において、切れ目のない一体的な相談支援を行う。

子育て支援課/健康課/保育課

6 乳児子育て相談【再掲】

○育児不安の軽減を図り、乳児の健やかな成長を支援するため、3～4か月児及び9～10か月児の保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等による講話や相談を行う。

健康課

8 心理発達相談【再掲】

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

11 伴走型相談支援【再掲】

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるようにするため、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

健康課

36 子育て支援の情報提供【再掲】

○子育て世代が必要な子育て支援情報を得られるようにするため、SNS等を活用し、様々な子育て支援情報やこどもの活動に関する情報を一元化して提供する。

子育て支援課/健康課

80 こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）【再掲】

○児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、子育てに悩みや困難を抱える家庭からの相談に対応し、対象者のニーズに寄り添いながら、課題や支援内容を記載したサポートプランを協働で作成し、関係機関等と連携して支援を行う。

子育て支援課

13 産後ケア【再掲】

○産婦の心身の安定及び育児不安の軽減を図るため、母子の心身のケアや育児サポートなどを行う。

健康課

14 ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）【再掲】

○体調不良などで日常生活に支障のある妊婦及び産後8週以内の産婦の身体的・精神的負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、育児指導、家事等の産後の生活を支援する。

子育て支援課

25 子育て短期支援事業【再掲】

○保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった乳幼児を保護するため、適切な児童養護施設等への入所や必要な保護を行う。また、親子入所等支援の拡充を検討する。

子育て支援課

26 ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

○育児に困ったときのサポートをするため、育児の援助を受けたい人と援助を行う人との会員同士による助け合いにより、こどもの預かり・保育施設までの送迎等の支援をする。

子育て支援課

27 こども誰でも通園制度【再掲】

○0歳6か月から2歳の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、子育て家庭の保護者の孤立感や不安感を軽減するため、全ての乳幼児の育ちを応援し、保護者の就労要件など目的を問わず利用できることも誰でも通園を実施する。

保育課

33 家庭教育事業【再掲】

○全ての教育の原点は家庭教育に始まるという点から、家庭教育講座の開催、家庭教育通信の発行などを通じ、家庭教育の重要性の周知と意識の向上を図る。

生涯学習課

34 図書館こどもサービスの充実【再掲】

○図書館の利用促進及び読書普及を図るため、こどもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。

文化センター

82 子育て世帯訪問支援事業【再掲】

○虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

子育て家庭と地域のつながり

97 公共施設のバリアフリー

○子育てに配慮した施設の整備を推進するため、オムツ交換台、ベビーベッド、ベビーチェアの設置等を行う。

各施設担当課

28 地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）【再掲】

○保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完し、必要な支援につなげる。

保育課

29 母子保健推進員活動【再掲】

○子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図るため、交流の場の開催や「おめでとう訪問」などを通じて、市と連携して子育てしやすい地域づくりを行う。

健康課

30 子育て親子のたまり場事業【再掲】

○子育て親子が気軽に集い、交流が図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させる。

子育て支援課

31 ふれあい事業【再掲】

○お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図るため、地域の古きよき伝統文化を学び伝える場を提供する。

子育て支援課

32 親子教室【再掲】

○親子のコミュニケーションづくりを支援するため、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。

子育て支援課

35 こどもの遊び場の整備【再掲】

○こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

53 こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援をする。

子育て支援課

54 児童育成支援拠点事業【再掲】

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

55 学校図書館等の教育機関との連携【再掲】

○学校及び教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達及び図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。

文化センター

56 こども向けプラネタリウムの投映【再掲】

○年齢に応じた季節の星座や話題の天文現象、宇宙の広がりなどを楽しむことができるようにするため、プラネタリウムの投映を行う。

文化センター

第3節 共働き・共育ての推進

家庭内において育児負担が男女いずれかの保護者に集中してしまうことなく、互いに協力しながら子育てをし、それを職場や地域社会全体で支援して、仕事と子育てを両立していきける社会づくりを推進します。

仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

98 両親で協力して行う育児の啓発

○両親で協力して育児を行う意識の醸成のため、出産・子育て準備講座などで啓発を行う。

健康課

99 性別にとらわれない家事・育児参画の推進

○性別にとらわれない家事・育児の参画を推進するため、ワークライフバランス等に関する啓発を市民に向けて行う。

市民活動支援課

100 労働相談

○雇用に伴うトラブルに悩む労働者・使用者のための個別労働相談を実施するとともに、SNS等を通じ広く周知を行う。

産業振興課

76 保護者就労支援事業【再掲】

○保護者がより良い就労環境を得られるようにするため、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

第4節 ひとり親家庭への支援

我が国では、ひとり親家庭が経済的に困難な状況に置かれる傾向が大きく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が親子で心穏やかに過ごす時間を持ちにくいという課題も見過ごせない状況です。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応する経済的支援のほか、それぞれの状況に応じた、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行います。

各家庭の親子の状況に応じた支援の充実

101 ひとり親家庭自立支援員による相談

○ひとり親家庭が自立した生活を送れるようにするため、専門の相談員が生活や就労、子育ての相談を受け、支援・助言を行う。

子育て支援課

102 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業

○ひとり親家庭の父又は母の経済的負担や就労を支援するため、ひとり親家庭の父又は母が就職や職業能力向上に必要な技術修得の対象講座を受講する場合の受講費用等の一部助成や、対象資格取得のために6か月以上養成機関で修業する場合の生活費の一部助成を行う。

子育て支援課

76 保護者就労支援事業【再掲】

○保護者がより良い就労環境を得られるようにするため、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

77 子育て支援事業等利用助成事業【再掲】

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てにかかる利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

95 ひとり親家庭の医療費助成【再掲】

○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、母子・父子家庭の親及びその児童の通院・調剤・入院等にかかる医療費に対して、その一部を助成する。

子育て支援課

第7章 白井市子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援に関わる制度等の改正

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に施行されました²。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。
- 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- 教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育での推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

↑予定

2 事業により施行日の異なるものがある。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。
3. 子ども・子育て支援金制度の創設
●国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。 ●医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。 ●歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。 ●令和6(2024)～10(2028)年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」)は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるものです。

基本指針の改正

1. 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

↑予定

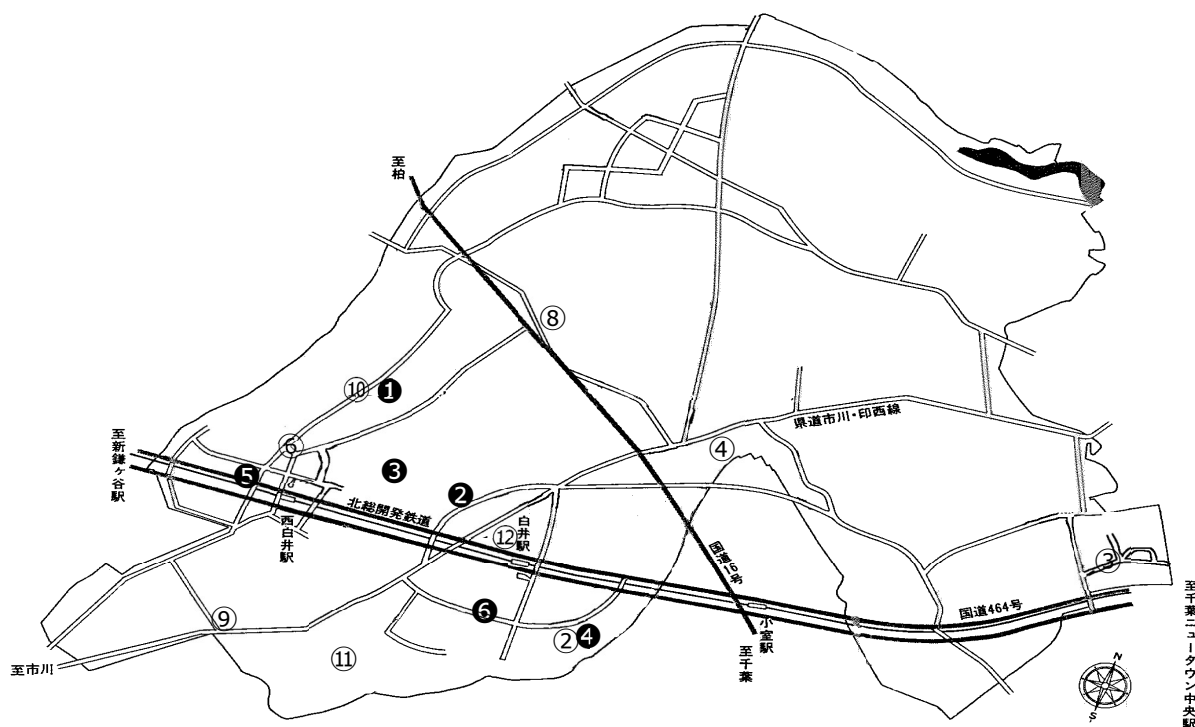
第2節 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備するうえでの計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

本市では、第一期及び第二期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第三期計画においても幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの区域とします。

▼白井市の教育・保育施設



※地図内の数字は次ページ表の施設番号です

▼白井市の教育・保育施設

種別		番号	施設名	所在地
幼稚園	私立	❶	白井幼稚園	根 1827-27
		❷	宝幼稚園	根 1363-2
		❸	まどか幼稚園	清水口 3-22-1
		❹	まこと南山幼稚園	南山 1-7-2
		❺	英幼稚園	大山口 2-2-2
		❻	白井若葉幼稚園	堀込 1-8
幼稚園 plus		㊦	送迎ステーション	根 476-1
保育所	公立	①	清水口保育園	清水口 2-8-1
		②	南山保育園	南山 1-7-1
		③	桜台保育園	桜台 2-9
	私立	④	白井保育園	白井 429
		⑤	こぞくら保育園	根 1832-1
		⑥	AIAI NURSERY 西白井	根 1922-14
⑦		はなぶさ保育園	大山口 2-2-4	
⑧		ひまわりこども園	折立 618-10	
⑨		白井ふじこども園	富士 239-1	
⑩		白井ふたば保育園	根 1827-27	
⑪		ひなた保育園・しろい	根 235-2	
⑫		ひなた保育園・ふおるてしろい	根 476-1	
地域型保育(小規模保育)				